

# 兵庫県の特定外来生物対策に関する動向

特定外来生物対策本部阪神北地域部会@宝塚総合庁舎

2025.11.12 環境部自然鳥獣共生課

Hyogo Prefecture

## 特定外来生物について

### ● 特定外来生物とは

海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物であって、我が国にその本来の生息地又は生育地を有する生物とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるものの個体及びその器官

(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号。以下「法」という。) 第2条第1項)

→外国からやってきた生物で、日本の生態系や農業に被害をもたらす恐れがある生物

### ● 特定外来生物に係る規制

特定外来生物は、飼養等をしてはならない。(法第4条)

→特定外来生物を、許可なく飼育、栽培、保管、運搬することはできない。

違反した場合、最大で3年以下の拘禁若しくは300万円以下の罰金(法人の場合、最大で1億円の罰金)



# 国・地方公共団体の責務について

## ● 国の責務（法第2条の2）

- 国は、外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 国は、我が国における定着が確認されていない又は分布が局地的である特定外来生物のまん延の防止及び生物の多様性の確保上重要と認められる地域における特定外来生物による生態系に係る被害の防止のために必要な措置を講ずるものとする。
  - 3 国は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のため、地方公共団体の施策の支援及び事業者、国民又はこれらの者の組織する民間団体による活動の促進に必要な措置を講ずるものとする。

### →国の責務

- ・国内の特定外来生物に係る情報、知見を集約し、対策のための行動指針、国の行動計画を策定
- ・国内未定着又は分布が局所的な特定外来生物に係る被害の防止のための措置
- ・地方公共団体の支援及び民間団体等の活動の促進

# 国・地方公共団体の責務について

## ● 地方公共団体の責務（法第2条の3）

都道府県は、当該都道府県の区域における特定外来生物による生態系等に係る被害の発生の状況及び動向その他の実情を踏まえ、我が国における定着が既に確認されている特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における特定外来生物による生態系等に係る被害の発生の状況及び動向その他の実情を踏まえ、都道府県の施策に準じて、我が国における定着が既に確認されている特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

→県は国内に定着している特定外来生物による被害の防止のために必要な措置を講ずる（市町は講ずるよう努める）

### ○本条の趣旨（逐条解説（令和6年 環境省）より）

より地域住民に近い立場である市町村の取組は重要であるが、市町村単位では自治体の有する知識・技術・体制について差異があるため、全市町村に一律で外来生物対策の実施を求めるることは、現時点では難しい。そこで、市町村については、当該市町村の所在する都道府県の協力も得つつ、個々の実情に応じた取組を促進することが望ましいことから、努力義務としている。

### ○必要な措置

防除に限らず、特定外来生物に係る条例やリストの策定、予算確保、関係者との連携促進、普及啓発等

→県の初期防除に加え、市町、事業者等との協力、連携により被害防止のための必要な措置を講じている（事業者及び国民の責務（法第2条の4））

事業者及び国民は、（中略）、国及び地方公共団体が実施する特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する施策に協力するものとする。

# ナガエツルノゲイトウについて

## ● ナガエツルノゲイトウとは

- ・南米原産の水生植物。全国29都府県で確認。
- ・凄まじい繁殖力・再生力で、茎や根の小さな断片からも再生可能。
- ・水生植物だが、乾燥に非常に強く耐塩性もあり、陸上や海浜でも生育。
- ・大量に繁茂すると、排水溝や農業用水路を詰まらせる等水流を阻害。
- ・田畠で繁茂すると、作物を覆い、生育不良が生じる。
- ・ため池等の水面を覆い尽くすため、水質の悪化や在来種の生息環境を奪う。



ナガエツルノゲイトウの花



稻美町新仏池の繁茂状況（令和2年）

# ナガエツルノゲイトウについて

## ● 生育場所

水路、河川、ため池、水田、畦畔、畑などで生育。特に日当たりのよい水辺では大群落となる。



水路での発生



水路での発生



排水路（土水路）での発生



コンクリートのり面の隙間に根を張る



排水機場の法面



河川の生育状況



畦畔（けいはん）※あぜ



水田の周りで繁茂



イネの間で開花



給水栓付近から定着



稲刈り後の水田で生育



冬（1月）の状態

# ナガエツルノゲイトウについて

## ● 特徴



- ・茎の節や根から再生が可能 ※ 太さ 2 mm の根から再生可能、根は最大で 1 m の深さ
- ・繁殖力が非常に強い ※ 41 日で倍増
- ・生育環境によって、葉の大きさや茎の太さが異なる  
水辺の方が葉は大きく、茎は太く長くなりやすい
- ・乾燥に非常に強く、耐塩性もあり、陸上や海浜でも生育

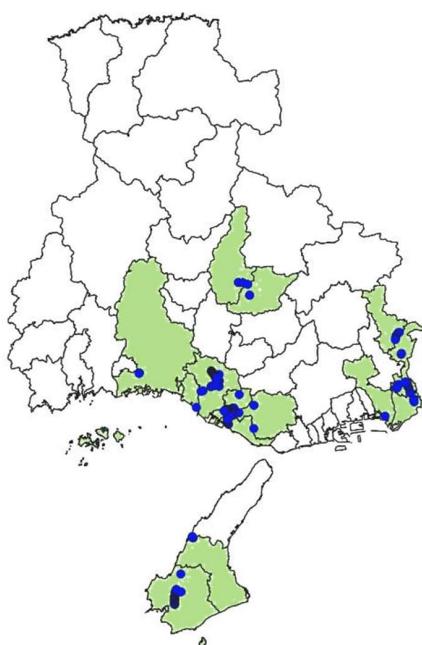
① 農林水産省、環境省、農業・食品産業技術総合研究機構作成「ナガエツルノゲイトウ駆除マニュアル」より抜粋  
② 画像提供：小出 可能



# ナガエツルノゲイトウについて

## ● 県内の繁茂状況

- ・平成元年に尼崎市において国内で初めて定着を確認
- ・令和7年11月時点で、県内16市町で生息を確認



### 【生育確認市町】

- |        |       |
|--------|-------|
| ・神戸市   | ・猪名川町 |
| ・姫路市   | ・稻美町  |
| ・尼崎市   | ・播磨町  |
| ・明石市   | ・多可町  |
| ・西宮市   |       |
| ・洲本市   |       |
| ・伊丹市   |       |
| ・加古川市  |       |
| ・西脇市   |       |
| ・高砂市   |       |
| ・川西市   |       |
| ・南あわじ市 |       |

# ナガツルノゲイトウについて

## ● 防除の手法

	遮光シート	熱水散布	薬剤散布	除去
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>ナガツルノゲイトウが繁茂している箇所に遮光100%のシートを敷設</li> <li>太陽光を遮断し、光合成を阻害。枯死を待つ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ナガツルノゲイトウが繁茂している箇所に高温の蒸気を噴射</li> <li>蒸気の熱により枯死させる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ナガツルノゲイトウが繁茂している箇所に除草薬剤を散布</li> <li>薬剤成分により枯死させる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ナガツルノゲイトウが繁茂している箇所を土砂ごと除去</li> <li>区域外へ搬出、処分</li> </ul>
写真				
刈り取	<ul style="list-style-type: none"> <li>確実な枯死、大規模防除が可能</li> <li>根絶を目指すことができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地表上の植物の確実な枯死が可能</li> <li>畦畔への影響少ない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地表上の植物の確実な枯死が可能</li> <li>畦畔への影響少ない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>即時除去、根絶が可能</li> <li>河川内で適用可能</li> </ul>
堆積物	<ul style="list-style-type: none"> <li>枯死まで長期間必要</li> <li>モニタリング、メンテナンスの継続が必要</li> <li>対策費用等が高額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>根までの確実な枯死は未確認</li> <li>機材が高額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>根は残るため定期的な散布が必要</li> <li>薬剤の種類によっては他生物への影響の懸念あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業の際、拡散防止対策が必要</li> <li>土砂の処分場所の確保が困難</li> </ul>

# 被害の未然防止、拡散防止等の対策

## ● 給水栓周りに侵入防止ネット設置

- 農地への流入を防止するため、給水栓周りにネットを設置

## ● 農機具共用の禁止

- 侵入地区と未侵入地区とで農機具を共用しない
- 断片等が未侵入地区に持ち込まれることによる拡散を防止

## ● ため池、調整池等への侵入防止ネット設置

- ため池等への流入を防止するため、流入口に侵入防止ネットを設置
- 既に侵入しているため池等からの流出を防止するため、流出口に流出防止ネットを設置

## ● 防草シートの設置

- 刈り取りによる拡散を防止するため、防草シートを設置



※駆除だけではなく、「未然の対策」  
侵入防止、拡散防止が非常に重要です。

## 〈ナガエツルノゲイトウの対応状況〉

### 1 令和6年度当初予算（環境部）

- (1) 予算額 23,727千円（一般：10,614千円、国庫：13,113千円）（国庫：特定外来生物防除等対策事業(交付金)  
 (2) 内容 専門家派遣による防除指導、簡易で効果的な防除手法の実証、防除計画の策定、分布調査等

### 2 令和6年度9月補正予算

繁茂箇所のうち、特に緊急的・優先的に防除が必要な箇所について対策を実施

- (1) 予算額 114,000千円（農林水産部：65,000千円、環境部：31,000千円、土木部：18,000千円）  
 (2) 対策状況  
 ①全体

概要	詳細	9月補正		
		環境	農林	土木
技術的支援	地元等が対策を実施する際に専門家を派遣し技術的支援を実施	○		
防除手法の開発・実証	①有機農業でも実施可能な防除手法（熱水、高濃度酢酸処理等） ②簡易な乾燥枯死処理手法	○	○	

②各地域（阪神・東播磨・北播磨・淡路）

地域名	地区名	実施内容	9月補正		
			環境	農林	土木
阪神	内馬場、若王寺池	遮光シート、抜取		○	
東播磨	加古大池、新仏池、喜瀬川、天満大池、新川池、寛政池、瀬戸川	遮光シート、オイルフェンス、流入出防止ネット、スクリーン、抜取	○	○	○
北播磨	古坊池、中区坂本・中区曾我井、野中	遮光シート、流入出防止ネット、除草剤散布	○	○	
淡路	市西地区・大日川地区・八幡北地区等、山路川	遮光シート、流入出防止ネット、排水路及び調整池の土砂撤去、スクリーン、抜取	○	○	○

### 3 令和7年度当初予算（環境部）

- (1) 予算額 9,290千円（一般：3,395千円、国庫：5,895千円）（国庫：特定外来生物防除等対策事業(交付金)  
 (2) 内容 専門家派遣による防除指導、簡易で効果的な防除手法の実証等

## 県の対応（令和6年9月補正時）

生態系保全対策は環境部、農業被害対策は農林水産部、治水対策は土木部など、目的に応じて対策を実施

	農業用水路	ため池	河川（県管理分）
実施主体	水利組合等	ため池管理者等	県（土木部）
実施内容	土砂撤去、遮光シート敷設、流入出防止スクリーン設置	流入出防止ネット設置 スクリーン設置、 オイルフェンス設置	除去
県の関わり	補助（農林部）	補助（農林部）	委託（土木部）

※農地においては、その他雑草と同様所有者での対応を原則としている。

有機農業地域において、農薬を使用しない、簡易で効果的な防除手法に向けた実証事業を実施。（農林水産部・委託）  
 ※ため池・河川においては、遮光シートを用いた大規模防除手法の確立に向けた実証事業を実施（環境部・委託）

## クビアカツヤカミキリについて

### ● クビアカツヤカミキリとは

- ・中国原産のカミキリムシ。令和7年7月時点で、全国16都府県で確認。
- ・サクラ、ウメ、モモなどバラ科の樹木に寄生し、幼虫は樹木内を食い荒らす。
- ・繁殖力が非常に強く、一度に最大で1,000個程度の卵を産む。
- ・幼虫は木くずと糞が混ざった「フラス」を排出する。
- ・樹木内の被害が進むと、樹木は枯れ、倒木の危険が発生する。
- ・成虫自体の移動距離は2km程度だが、車両にくつついで遠方へ移動することもある。



クビアカツヤカミキリの成虫

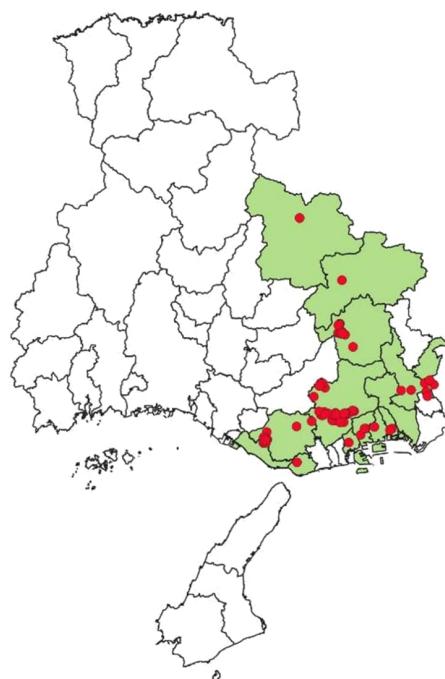


クビアカツヤカミキリのフラス

## クビアカツヤカミキリについて

### ● 県内の分布状況

- ・令和4年に明石市内で初確認
- ・令和7年7月時点で、9市で確認



#### 【確認市】

- ・神戸市
- ・明石市
- ・西宮市
- ・芦屋市
- ・宝塚市
- ・川西市
- ・三田市
- ・丹波篠山市
- ・丹波市

# クビアカツヤカミキリについて

## ● 防除の手法

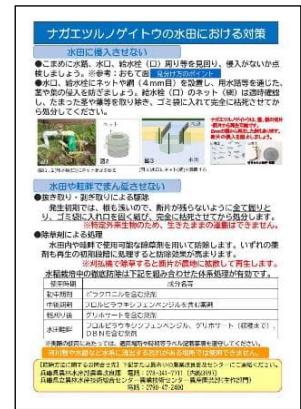
	伐採	ネット巻	薬剤散布
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害木を伐採、除去</li> <li>樹木内部の成虫、幼虫を捕殺可</li> <li>伐採した樹木は外部で処分（破碎、焼却等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害木をネットで被覆</li> <li>成虫の飛散防止、新たな産卵防止</li> <li>ネットで被覆後、定期的なモニタリング、メンテナンスが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) エアゾール剤注入 排ふん孔へ噴射し、幼虫を殺虫</li> <li>(2) 樹木への薬剤散布 樹木に散布し、成虫を殺虫、飛来を防止</li> <li>(3) 薬剤の樹幹注入 樹木内部に薬剤を行き渡らせ、樹木内の幼虫を殺虫</li> </ul>
写真			
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>伐採後は、モニタリング、メンテナンスが不要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>伐採をすることなく、樹木を残すことが可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>樹木内の幼虫を殺虫可能</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>伐採費用が高額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に成虫シーズンは、高頻度でモニタリング、メンテナンスが必要</li> <li>ネットを巻けない高い箇所は、薬剤散布などと組み合わせることが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>樹木の状態によっては、薬剤が行き渡らないことがある</li> <li>特に、樹幹注入の場合、幹に穴を開けるため、樹木への負担が大きい（弱っている樹木には対応不可）</li> </ul>

## 防除実施主体の考え方

初期防除を県、その後の対応は施設管理者等による実施を基本としている。

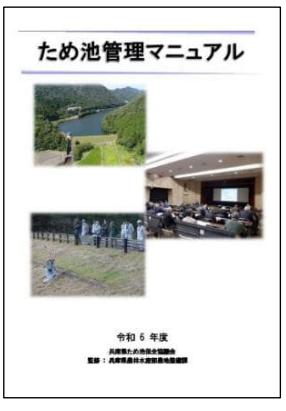
	県	市町	施設管理者等 (行政・民間)
防除（初期）	専門家の派遣 周辺調査 防除資材の提供 防除の実施	県と協力して実施	県と協力して実施
防除（その後）	—	管理者（民地）との調整	引き続く発生に対応
モニタリング等	—	—	対策実施後のモニタリング、メンテナンスの実施

## 普及啓発の取組（ナガエツルノゲイトウ）



普及啓発チラシ(両面) (一般住民など向け)

農業者向けチラシ(両面)

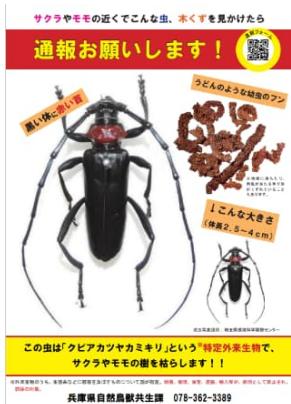


ナガエツルノゲイトウ

ため池管理マニュアル

- \* 「ひょうごの環境」HPにも上記チラシなどを掲示  
「ひょうごの環境」→「自然環境」→「外来生物」  
→「ナガエツルノゲイトウ」
- \* 「ひょうごため池保全県民運動」HPに  
「ため池管理マニュアル(令和6年度版)」を掲示  
(解説動画) <https://www.youtube.com/watch?v=uZsNbzsWCyl>

## 普及啓発の取組（クビアカツヤカミキリ）



普及啓発チラシ(両面) (成虫)



説明動画

(<https://www.youtube.com/watch?v=95YzAGTB8E&t=1s>)

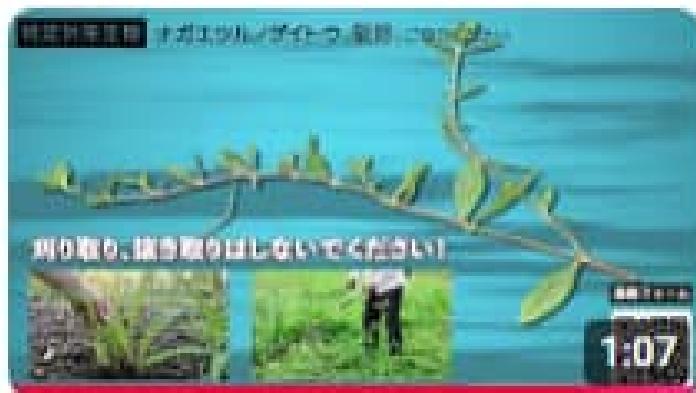


講習会@明石市子午線ホール (7/24)

(<https://www.youtube.com/watch?v=bDaGI7ef-po>)

普及啓発チラシ(両面) (フラス)

## 普及啓発の取組（啓発動画の作成）



## 【参考】その他特定外来生物の発生状況

### ● アライグマ

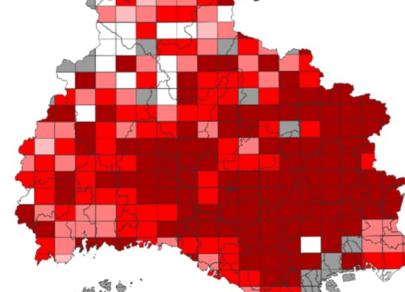
- ・北米原産の哺乳類
- ・田畠や果樹園に侵入し、農作物被害を発生
- ・家屋の屋根裏に住み着き、家屋に傷をつけたり、糞尿汚染、ゴミを荒らすなど生活環境被害を発生
- ・狂犬病等の感染症を媒介

### ● ヌートリア

- ・南米原産の哺乳類
- ・田畠に侵入し、農作物被害を発生
- ・土手や畔に巣穴を掘り、崩壊させるおそれ



アライグマ分布  
令和5年  
(2023)



淡路島内を除く  
38市町で発生

## 【参考】その他特定外来生物の発生状況

- アルゼンチンアリ

- ・南米原産のアリ
- ・家屋へ侵入し、不快害虫として生活環境被害を発生
- ・飲食店等へ侵入し、営業被害を発生



伊丹市昆虫館 長島学芸員 撮影



県内 3 市で発生  
 • 神戸市  
 • 尼崎市  
 • 伊丹市

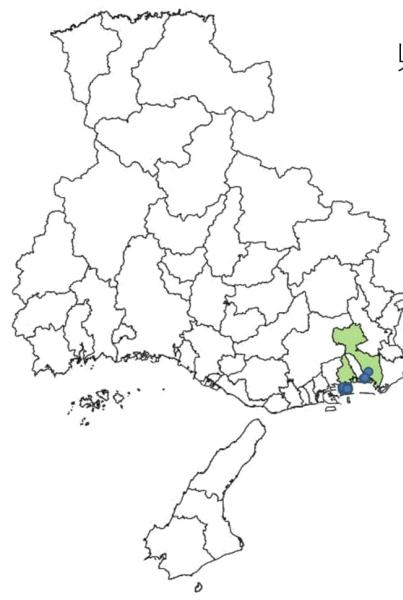
## 【参考】その他特定外来生物の発生状況

- ツヤハダゴマダラカミキリ

- ・中国～朝鮮半島に自然分布するカミキリムシ
- ・アキニレ、カツラ、トチノキ、カエデ類等の樹木を食害



(兵庫県自然保護協会提供)



県内 2 市で発生  
 • 神戸市  
 • 西宮市



兵庫県